札幌方面西警察署告示第10号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和８年２月19日

北海道札幌方面西警察署長　五　十　嵐　　智

１　入札に付する事項

⑴　調達をする物品等の名称（１リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア　自動車ガソリン　　ＪＩＳ１号　　4,100リットル

イ　自動車ガソリン　　ＪＩＳ２号　　59,600リットル

ウ　軽油　　ＪＩＳ各号　　3,500リットル

⑵　調達をする物品等の仕様等　　⑴に同じ

⑶　契　約　期　間　　令和８年４月１日から令和９年３月31日まで

⑷　納　入　場　所　　給油票又は給油カードを提示する場所

２　入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

⑴　令和７年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格（分類16（車両燃料）に該当する者に限る。）を有すること。

⑵　道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

⑶　暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

⑷　石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第１項の規定による石油販売業の届出をしていること。

⑸　揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第３条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。

⑹　北海道内に事業所を有すること。

⑺　次に掲げる庁舎について定める範囲内で給油（危険物の規則に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第５項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能な直営の給油取扱所を有すること。

ア　名　称　　北海道札幌方面西警察署

イ　所在地　　札幌市西区西野２条５丁目３番60号

ウ　範　囲　　半径３km

⑻　⑺において、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）に給油（セルフ給油所における給油にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）が可能なこと。

３　制限付一般競争入札参加資格の審査

⑴　この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の５の２の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、２の⑷から⑻までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア　申　請　の　時　期　　令和８年２月19日から令和８年３月５日まで（休日等を除く。）の毎日午前９時から午後５時まで。

イ　申　請　の　方　法　　申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ　申請書類の提出先　　郵便番号　063－0032　札幌市西区西野２条５丁目３番60号
北海道札幌方面西警察署会計課

なお、申請書類の書式は、西警察署のホームページ(https://www.police.pref.Hokkaido./00ps/nisi-syo/)からダウンロードすることができる。

⑵　審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

４　契約条項を示す場所

北海道札幌方面西警察署会計課

５　入札執行の場所及び日時

⑴　入　札　場　所　　札幌市西区西野２条５丁目３番60号　北海道札幌方面西警察署　３階大会議室（送付による場合は、郵便番号063-0032　札幌市西区西野２条５丁目３番60号　北海道札幌方面西警察署会計課）

⑵　入　札　日　時　　令和８年３月13日（金）午前11時00分（送付による場合は、同月12日（木）午後５時までに必着）
⑶　開　札　場　所　　⑴に同じ。
⑷　開　札　日　時　　⑵に同じ。

６　入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

７　契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれがあると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

８　郵送等による入札の可否

認める。

９　落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第１項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内であって、かつ、最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10　契約書作成等について

⑴　この契約は契約書の作成を要する。
⑵　落札者は、落札決定後速やかに契約の方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

11　落札者と契約の締結を行わない場合

⑴　落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
⑵　契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12　その他

⑴　無効入札

開札の時において、２に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

⑵　低入札価格調査の基準価格

設定していない。

⑶　最低制限価格

設定していない。

⑷　入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

⑸　契約に関する事務を担当する組織

ア　名　　称　　北海道札幌方面西警察署会計課
イ　所 在 地　　郵便番号　063-0032　札幌市西区西野２条５丁目３番60号
ウ　電話番号　　011-666-0110　内線　234

⑹　前金払

前金払はしない。

⑺　概算払

概算払はしない。

⑻　部分払

部分払はしない。

⑼　郵便等による入札における再度入札

郵便等による入札をした者は開札日時にいない限り、再度入札に参加することができない。

⑽　入札の執行
　初度の入札において、入札者が１人の場合であっても、入札を執行する。
⑾　入札の取りやめ又は延期
　この入札は、取りやめること又は延期することがある。
⑿　入札執行の公開
　この入札の執行は、公開する。
⒀　債権譲渡の承諾
　契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第３条の４の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めたときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。
　なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。
⒁　給油票等
　給油票又は給油カードの作成等に係る経費は、供給人の負担とする。（年間所要数量について給油票は１冊当たり３枚複写50組を年間約100冊、給油カードについては約55枚）
⒂　給油時間
　給油取扱所（セルフ給油における給油取扱所にあっては、常駐する従業員が直接給油を行う場合に限る。）の給油可能時間は開始をおおむね午前８時30分とし、契約締結後、発注者及び受注者で協議のうえ、取り決めすることとする。
⒃　物品売買契約書第３条に基づく単価の変更については、協議を行う月（以下「協議月」という。）の市況価格の変動を勘案の上、協議月の初日を適用日として協議の上、決定することになるので、承知して入札に参加すること。
⒄　その他
　この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。